

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

犬山市

（陳情団体） 愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館3階301号

訪問日時 10月22日(水) 15:15～16:15

場 所 委員会室

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

（福祉課回答）

《回答》

生存権の確保を基本として、社会保障施策の推進を図り、住民福祉の増進に努めています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について（長寿社会課回答）

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

《回答》

2009～2011年度の介護保険料は、現在策定中の介護保険事業計画の中で決定していきます。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

現行の介護保険料所得段階が第2段階の方のうち、生活保護基準以下に相当する世帯の方を対象として、扶養状況や居住及び生活に必要な範囲を超えた処分可能な資産の所有がないかどうかの状況等を個別に勘案した上で、第1段階の保険料と同額まで引き下げをする独自減免制度を実施しています。今後も広報等により制度の周知に努めてまいります。

②利用料について（長寿社会課回答）

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

《回答》

低所得者に対する負担の軽減措置としては、高額介護サービス費の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度、旧措置入所者の利用者負担額の特例措置などを実施しています。

- ③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。(長寿社会課回答)

《回答》

サービス利用は、適切なケアマネジメントのもと利用していただいています。

- ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。(長寿社会課回答)

《回答》

基盤整備については利用意向、国の参酌標準をふまえて整備を検討し、計画を策定してまいります。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。(長寿社会課回答)

《回答》

介護サービス従業者の研修は愛知県が行っています。また、賃金、労働条件は、事業所毎に異なるものと考えます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。(長寿社会課回答)

《回答》

ひとり暮らし、高齢者世帯の状況により、必要に応じて週1～5回栄養士の作成する献立に基づいた昼食を配達しています。なお、料金については、原材料価格が高騰しているものの現行金額の据え置きに努めております。

なお、閉じこもり予防を目的とする介護予防事業として、特定高齢者を対象に介護予防生きがいサロン事業を実施しています。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。(長寿社会課回答)

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

《回答》

外出支援の一環として65歳以上の方全員に施設利用券を配付し、身近な老人憩の家及び老人福祉センターの利用を促すとともに、85歳以上の希望者には月4枚のタクシー利用券を交付しています。

なお、交通空白地帯の解消や高齢者の外出支援のため、コミュニティバス路線を見直し、祝日運行を実施して利便性の向上を図りました。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

《回答》

高齢者の集まりの場への援助としては、各地域の老人憩の家、老人福祉センターを活用して高齢者の閉じこもり予防を目的とした生きがいサロン事業を実施しています。

なお、多面的かつ包括的な高齢者支援については、今後も市民ニーズを把握しつつ国の動向も踏まえ、検討してまいります。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。(長寿社会課回答)

《回答》

要介護1～5の認定を受けている方のうち、認定資料により障害の程度を勘案し、障害者控除の対象者として認定します。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。(長寿社会課回答)

《回答》

市広報で周知するとともに、控除対象者には個別に案内文書を送付し、周知徹底に努めています。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。(市民課回答)

《回答》

ひとり暮らしの非課税者については、県の補助制度が廃止された8月以降も引き続き対象者として実施をしています。70歳からの高齢者を対象に加えることについては予定していません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。(市民課回答)

《回答》

資格証明書の運用については、政府・与党が取りまとめた見直し方針で、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、この方針に基づき、広域連合とも連携を図り、納付相談の実施等適切に対応していきます。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。(市民課回答)

《回答》

愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いを継続していきます。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。(市民課回答)

《回答》

人間ドック、保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引について犬山市国保では実施していません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。(市民課回答)

《回答》

市の財政状況等を踏まえ、市の全体の施策や子どもに関する施策の中で、総合的に

検討を進めていきます。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(健康推進課回答)

《回答》

回数を14回に引き上げるには、財源が必要です。財源確保ができれば実施したいと考えます。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について(市民課回答)

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

《回答》

保険税については、今年度、後期高齢者医療制度を支援する「後期高齢者支援分」国保税導入に伴い、総合的に税率を見直しました。その中で、繰入金についても、制度改革上必要な金額については、増額しています。今後は、医療制度改革後の歳入出の見込みを見極め、中長期的な視野に基づき決定していきます。

減免制度については、14年度に緊急対策として拡充した内容の要綱に基づき、今年度も引き続き実施してまいります。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

《回答》

現状では、困難と考えます。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

《回答》

生活保護を減免の基準にすることは、減免の方法としては、申請者に生活保護申請と同様な聞き取りを実施しなければならず、申請者にも職員にも大きな負担となります。低所得者に対する減免については、他の方法で実施することができないか、研究します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

前年所得が1,000万円といえ、収入では1,200万円を遙かに超えることとなります。一般的な市民感覚からして、このような方に減免を実施するのは、難しいのではないかと考えます。

②保険料(税)滞納者への対応について(市民課・収納課回答)

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

《回答》

他の納税者とのバランスを考慮すると、全くペナルティがないことが最善の状態であるとは考えておりません。ただし、医療を受ける権利を保障するという観点に立ち、

国の法規定をそのまま運用することはせず、滞納額や生活実態を考慮した上で運用しています。また、必ず納税相談の機会を設けるようにもしています。

ちなみに現在、資格証明書を発行している世帯はありません。

イ、保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

《回答》

徴収や滞納処分をしていく上で、生活状況の調査や財産の調査は欠かせません。そのため、ご指摘のとおり、生活実態を無視したような処分は行っていません。逆に「納められるのに横着で納めない」滞納者には、負担の公平の見地からも厳しい処分を行っていきます。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

(市民課回答)

《回答》

当市では、20年10月から、保険税の特別徴収(年金天引)を実施します。ただし、あらかじめ対象となる世帯主に意向を伺い、口座振替納税を選択された方については、天引きを中止します。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。(市民課回答)

《回答》

医療機関で支払う一部負担金の減免については、当面、実施の予定はありませんが、基準も含め、中長期的な視野に立ち、検討します。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(障害担当回答)

《回答》

障害者自立支援法施行規則で規定されている軽減措置を行う際の資産要件は、平成20年7月からの利用者負担の軽減措置の実施に併せ、不動産要件が緩和されるとともに、預貯金の基準額を原則本人のみとなりましたが、法規定で資産要件を課している限り、負担能力として算定します。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(障害担当回答)

《回答》

地域生活支援事業については、市が実施する事業として簡素でわかりやすい軽減措置とし、従来の利用者負担の有無、事業の目的等を考慮し、サービスごとに無料を含めた軽減措置を行っています。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(障害担当回答)

《回答》

現在、障害者手帳所持者すべての方を対象として、現状把握とニーズ把握のためのアンケート調査を終えています。今後は、事業者や障害者団体のヒアリングを実施し、その結果やアンケート結果、実績を踏まえ、実態にあった第2期障害福祉計画を策定していきます。

なお、計画の策定に際しては、障害当事者やその家族の方々も計画策定のための委員会の委員として委嘱をしています。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(健康推進課回答)

《回答》

現在、特定健診、歯周疾患検診は委託料の約1割、各がん検診は個別・集団とも委託料の約2割前後の自己負担金を徴収しています。後期高齢者、生活保護受給者など自己負担金を免除している健診・検診もあります。

特定健診・個別がん検診・歯周疾患検診は6月～10月に実施しています。実施期間は、尾北医師会や歯科医師会と協議して決めています。

また、集団検診は6月～7月に検診車を使用して検診を実施しています。受診者の申込み動向等も見ながら、集団検診の定員の拡大を検討していきます。

- ②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。(健康推進課回答)

《回答》

犬山市に住民票をおく40歳以上の全ての人を対象に検診を実施しています。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。(税務課回答)

《回答》

平成20年の税制改正に伴い、公的年金等受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、一定の要件を満たす方は平成21年10月支給月から公的年金等からの特別徴収を行います。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。(市民課回答)

《回答》

国において、ねんきん特別便の実施、台帳の突き合わせなどの年金記録問題への取り組みや、昨年成立した社会保険庁改革関連法に基づく組織体制の見直しが進められていますので、その動向を見守っていきます。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。(市民課回答)

《回答》

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度に多くの問題点があり、制度改革が必要との認識に基づき、増大する高齢者の医療費を社会全体で支え、世代間の負担の明確化と公平化を図ることで、国民皆保険制度を堅持するために創設された制度であると考えます。

制度の説明不足、準備不足から生じた混乱はありますが、まずは、問題点を整理し、その改善を図り、制度の定着を図っていくことが肝要ではないかと認識しており、本市では、保険料の低所得者対策と、国庫負担のあり方について、市長会を通して国に対し改善の要望をしています。

国においては、厚労相などから制度見直しに向けた考えが表明されるなど方針転換の動きもありますので、当面その動向を見守りたいと考えます。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。(長寿社会課回答)

《回答》

国へは、機会あるごとに要望していきます。

- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。(市民課・健康推進課回答)

《回答》

就学前までの医療費無料制度は、現在、県と市において医療費無料を実施していますが、機会をとらえて国に対して要望してまいりたいと考えます。国民健康保険の負担金については、医療費無料制度が創設されれば、減額されなくなるものと考えます。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。(税務課回答)

《回答》

今後とも国の動向を注視してまいります。

- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。(市民課・健康推進課回答)

《回答》

厚生労働省は、8月末に医師不足対策など社会保障分野で国が緊急に取り組む五つの安心プランを含む新年度予算の概算要求を財務省に提出しましたが、その後政局が急激に流動化している現状もありますので、動向を見守っていきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。(市民課回答)

《回答》

愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いを継続していきます。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。(市民課回答)

《回答》

ひとり暮らしの非課税者については、県の補助制度が廃止された8月以降も、市の単独事業で引き続き制度の対象者としておりますので、その推移を見極め、今後必要があれば要望してまいります。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。(市民課回答)

《回答》

県は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、広域連合と市町村に対して、制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう必要な助言を行い、医療給付費、財政安定化基金などへの費用負担が義務付けされています。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

(市民課回答)

《回答》

機会を見て要望してまいりたいと考えます。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。(市民課回答)

《回答》

国の負担については削減されていると認識しておりますので、機会を見て要望してまいりたいと考えます。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。(市民課担当回答)

《回答》

本年4月から、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者の方で精神に関する入院治療を受けている方を対象者とするなど県の補助制度の改正がなされたところで、今後の事業の実施状況を見ながら、必要に応じて対応していきます。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。(障害担当回答)

《回答》

市長会などを通して要望していきますが、本来は、障害者自立支援法の制度の中で実施すべきものと考えます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。(市民課回答)

《回答》

国の特別対策により、低所得者について、均等割額を9割軽減(今年度は8.5割軽減)する制度と、所得割額を5割程度軽減する制度が新たに設けられたことで、保険料負担の軽減が図られた状況もありますので、今後の推移を見守りたいと考えます。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。(市民課回答)

《回答》

低所得者を対象とした均等割額を7割、5割、2割軽減する制度や、被用者保険の被扶養者を対象とした均等割額を2年間半額に軽減する制度に加え、国の特別対策により低所得者について、均等割額を9割軽減（今年度は8.5割軽減）する制度と、所得割額を5割程度軽減する制度が新たに設けられた状況もありますので、今後の推移を見極めたいと考えます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(市民課回答)

《回答》

資格証明書の運用については、政府・与党が取りまとめた見直し方針で、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、広域連合においてもこの方針に基づき、市町村と連携を図り、適切に対応されると考えます。

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。(市民課回答)

《回答》

広域連合は、後期高齢者に対する健康診査の主な目的は、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、必要に応じて医療につなげていくことであり、すでに生活習慣病で医師の定期的な診療を受けている人については、必ずしも健康診査を実施する必要はないとの考えを表明しており、本市も同様に考えます。

⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。(市民課回答)

《回答》

広域連合において、後期高齢者医療に関する意見交換の場として被保険者の方等を対象に医療制度に関する懇談会を開催していますし、本市でも窓口等で被保険者のみなさんからいただいたご意見を広域連合へ伝えるよう努めています。

以上

